

特別養護老人ホーム芙蓉荘 概略利用料金表

(1割負担)

(令和5年5月1日)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	介護保険分	573 円 (17190/月)	641 円 (19230/月)	712 円 (21360/月)	780 円 (23400/月)	847 円 (25410/月)
日常生活継続支援加算Ⅰ		36 円/日 (1080/月)				
看護体制配置加算(Ⅰ)		6 円/日 (180/月)				
看護体制配置加算(Ⅱ)		13 円/日 (390/月)				
夜勤職員配置加算(Ⅰ)		22 円/日 (660/月)				
栄養ケアマネジメント強化加算		11 円/日 (330/月)				
認知症ケア加算(Ⅰ)		3 円/日 (90/月)				
口腔衛生管理加算Ⅱ		110 円/月 (対象者のみ)				
褥瘡マネジメント加算ⅠもしくはⅡ		13 円/月 Iは3単位 IIは13単位(対象者のみ)				
安全対策体制加算		20 円/ (入所時のみ算定)				
科学的介護推進体制加算		40 円/月				
看取り介護加算Ⅰ		72円、144円、680円、1280円/日 ※2				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×8.3%		55 円	61 円	67 円	72 円	78 円
特定処遇改善加算(Ⅰ)×2.7%		18 円	20 円	22 円	24 円	25 円
介護職員等ベースアップ等支援加算×1.6%		11 円	12 円	13 円	14 円	15 円
介護保険分(1ヶ月)	20,187	22,235	24,374	26,423	28,441	
食材料費	1,445 円/日(43350/月)					
居住費	855 円/日(25650/月)					
自己負担合計(月額)第4段階	89,187 円	91,235 円	93,374 円	95,423 円	97,441 円	

その他加算

初期加算	30 円	(入居した日から30日以内の期間)	対象者のみ
入院時加算	246 円	(入院及び外泊時の場合1月に6日を限度)	対象者のみ

※1 立替金手数料及びその他実費として5,000円～10,000円別途発生します。(月によって変動) ※月額は30日計算

※2 看取り加算Ⅰ死亡日以前31日以上45日以下について1日72円、4日以上30日以下については1日144円、

前日及び前々日は1日680円、死亡日については1280円を死亡月に加算します

介護保険負担限度額認定証に記載されている額						
※食費負担額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
	300 円	390 円	650 円	1360 円	1,445 円	
※滞在費負担額	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	第4段階	
	0 円	370 円	370 円	370 円	855 円	
負担限度額認定証適用額		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階(月額)		29,187 円	31,235 円	33,374 円	35,423 円	37,441 円
第2段階(月額)		42,987 円	45,035 円	47,174 円	49,223 円	51,241 円
第3段階①(月額)		50,787 円	52,835 円	54,974 円	57,023 円	59,041 円
第3段階②(月額)		72,087 円	74,135 円	76,274 円	78,323 円	80,341 円

介護保険負担限度額認定証対象者				
利用者負担段階			1日あたりの食費・居住費	
本人及び世帯全員が住民税非課税		預貯金等資産	居住費(多床室)	食費
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金の受給者	単身1000万以下 夫婦2000万以下	370円	300円
第2段階	前年の合計所得金が金額(特別控除後)+年金収入額+非課税年金額※1の合計が年間80万円以下	単身650万以下 夫婦1650万以下	370円	390円
第3段階①	前年の合計所得金が金額(特別控除後)+年金収入額+非課税年金額※1の合計が年間80万円超120万円以下	単身550万以下 夫婦1550万以下	370円	650円
第3段階②	前年の合計所得金が金額(特別控除後)+年金収入額+非課税年金額※1の合計が年間120万円超	単身500万以下 夫婦1500万以下	370円	1360円
第4段階	上記以外の方		855円	1445円

※1 非課税年金(遺族年金、障害年金)

社会福祉法人等利用者減免対象者

対象の要件	基準	必要書類(本人及び世帯全員)
収入額	単身世帯 150万円以下	令和〇年中の収入が分かるもの(源泉徴収票)
	世帯員増 1人50万円加算	
預貯金等の保有額	単身世帯 350万円以下	預貯金通帳 健康保険証
	世帯員増 1人100万円加算	
	有価証券、債券等含む	
その他資産	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと	
扶養	負担能力のある親族等に扶養されていないこと	
減額割合	25%(老齢福祉年金受給者は50%)	